⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」であって、「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒460―8520 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目３番２号　名古屋国税局総務部会計課経費第一係　久村　　英　電話052―951―3511　内線3544

⑵　入札説明の期間及び場所　平成26年２月14日午後４時まで、上記場所で随時行う。

⑶　機能等証明書の受領期限　平成26年２月14日午後４時まで。

⑷　入札書の受領期限　平成26年２月17日午後４時まで。

⑸　開札の日時及び場所　平成26年２月18日午前10時　名古屋国税総合庁舎地下１階入札会場

４　電子入札システムの利用

本件は、財務省電子入札システムを利用した応札および入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札仕様書のとおり。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Norio Oomura Deputy Assistant Regional Commissioner. (Management and Coordination). Nagoya Regional Taxation Bureau.

⑵　Classification of the services to be procured : 14, 71

⑶　Item and quantity of the leased services to be required : Gate Control System Maintenance Management 1 set.

⑷　Fulfillment period : From April 1, 2014 through March 31, 2019.

⑸　Fulfillment place : Refer to the Tender Explanation.

⑹　Qualification for participating in tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　Have Grade “A or B or C in offer of Services” in terms of the qualification for participating in tenders by Organizations in The Toukai・Hokuriku area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.

④　Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency. (including person specially qualified by official in charge of disbursement of the procuring entity).

⑤　Guarantee to perform properly the contract, provided that the business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated.

⑥　Meet the qualification requirements which the Deputy Assistant Regional Commissioner may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺　The deadline for tender : 4 : 00PM, February 17, 2014.

⑻　Other : For details concerning this tender refer to the Tender explanation.

⑼　Contact point for the notice : Hide Kumura, Procurement Section, Accounts Division, Nagoya Regional Taxation Bureau, 3―3―2 Sannomaru Naka-ku, Nagoya, 460―8520, Japan, tel. no. 052―951―3511 ex. 3544

○第２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14、77

⑵　購入等件名及び数量

①　カラーデジタル複合機の購入及び保守業務　14台

②　モノクロデジタル複合機の購入及び保守業務　55台

⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期限　入札説明書による。

⑸　保守期間　入札説明書による。

⑹　納入場所　当局の指定する場所。

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、デジタル複合機の本体機器の購入については、入札書に記載された金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、デジタル複合機の保守については、入札書に記載された金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「物品の販売」及び「役務の提供等」であって、「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。